



のんびりコツコツ投資生活

1 級 F P 実技試験（面接試験） ドキュメント

2018 年 2 月 11 日（日）

東京会場（品川） 午前の部



Fp-misaki



はじめに

- ・本冊子は、1級FP技能士試験を実際に受検した際の流れ等をまとめたものです。
- ・可能な限り記憶に基づいて作成していますが、細部の表現等は異なる可能性があります。また、当日行われた全ての質疑を網羅しているものではありません。
- ・回答内容は、当日実際に回答したものであり、間違った回答やあいまいな部分も、そのまま含めて記載しています。実際の空気感をイメージしていただくことが目的ですので、正しい情報は各自でお調べください。
- ・問題文は、転載をしておりません。「一般社団法人 金融財政事情研究会」がHP上で公開している2018年2月11日の試験問題とあわせてご覧ください。
- ・本冊子に記載されている情報は、無断転載を禁じます。
- ・本冊子に記載されている情報による損害については一切責任を負いません。
- ・本冊子の記載内容へのご意見・ご感想などは、下記URLよりご連絡いただければ幸いです。

これから受検をされる方、実技試験を「金融財政事情研究会」で受けるか「日本FP協会」で受けるか悩んでおられる方などの参考になることを願って作成しました。

試験の様子を把握するための参考情報として、ぜひご活用ください。



1. FP 1級実技試験の基礎知識

- a. FP技能検定1級学科に合格した方
- b. 日本FP協会のCFP認定者
- c. 一般社団法人金融財政事情研究会のFP養成コース修了者で1年以上の実務経験を有する方

これらのいずれか1つに該当すれば、受検することができます。

1級学科合格者は、合格日の翌々年度3月31日までに実技試験に合格しなければ、学科試験からやり直しとなります。

あの大変な学科試験対策をもう一度・・・なんて、考えたくないですね。

実技試験の受検料もなかなか高いので、1回で終わらせたいのが正直なところです。

2. FP 1級実技試験の種類

金融財政事情研究会（以下、「きんざい」とします。）と日本FP協会で、実施時期や方法が異なります。

	実施時期	試験形態	受検料	受検地区
きんざい	2月、6月	面接試験	25,000円	5道府県
日本FP協会	9月	筆記試験（記述）	20,000円	14道府県

試験の内容が異なるので、対策の立て方は全く違います。

きんざいは、設例に基づく面接試験なので、解答の幅が広いですし、面接官とうまくコミュニケーションできるかがカギとなります。

普段から相談業務や対面での営業などを得意としている方は、面接形式は有利に働くと思いますが、緊張しやすい方は、ちょっぴり不利かもしれません。

向き不向きが絶対にあると思いますので、両方の概要を確認し、ご自身にあった方を選んで勉強を始めてください。



3. 実技試験への出願

きんざいのサイトには、出願期間や方法の詳細が書かれていません。

私の場合は、

9月学科試験受検 → 10月下旬合格発表 → 11月中旬受検案内が個別に届く

という流れでしたので、受検案内が届くまでの1か月近くは、受検日程も分からず、もやもやした日々を過ごしました。

なお、きんざいの公式サイトに書かれているのは、CFP認定者などの学科免除者向けの申請方法なので、間違えないようにご注意ください。

合格発表からしばらくたつと、案内状、試験のあらまし（2017年6月試験が1問ずつ載っています）、受検申請書が同封されたお手紙が普通郵便で届きます。

DMなどと間違えて捨てちゃうことがないように、お気を付けてください！

受検申込書に、試験日と受検地がプレプリントされているので、この時点で自分が受検する日にちだけはわかります。2018年2月試験は、下記のとおりでした。

受検地	会場	試験日
東京	AP品川	2月10日（土）、11日（日）
	東京国際フォーラム	
岡山	みのるガーデン	2月10日（土）、11日（日）
名古屋	AP名古屋、名駅	2月17日（土）、18日（日）
大阪	AP大阪梅田茶屋町	2月17日（土）、18日（日）
福岡	パピヨン24	2月17日（土）、18日（日）
	TKP博多駅筑紫ロビジネスセンター	

※それにしても、ものすごく開催地が西に偏っていますね・・・理由はわかりませんが。

試験は、午前の部と午後の部に分かれていますので、どちらに当たるかはこの時点ではわかりません。東京と福岡は2会場ありますが、どちらに当たるかもわかりません。

文中には「業務上の都合など、特別な事情で日程の変更をしたい場合には、ご相談ください。」と書かれていますので、何かあったら早めに相談しましょう。ただし、私は日程調整をする必要がなかったので、実際にどこまで柔軟に応じてもらえるのかまではわかりません。



届いた受検申請書に「受検する or しない」を選択して記入し、きんざいへ郵送します。

受検する／しないに関わらず、全員が返送することになっています。

今回は受検せず、次回以降での受検を希望するという方の場合も、受検資格の有効期限内はお手紙が届く仕組みになっているようですのでご安心ください。

受検する場合には、まず受検手数料を振り込み、振込金明細書の写しやネットバンクの画面プリントを同封して郵送します。学科試験に比べて、アナログ感満載です。

※入金確認処理、面倒だろうな〜と余計な心配をしたりしています。

もし、「会社で資格試験検定料補助を受けるため、領収書が欲しい」という場合には、この時に送付希望の旨を書いたメモと返信用封筒を入れておけば、領収書を送ってくれます。

→受検票より前に領収書が手元に届いたので、間違いなく出願受付されたなあと安心することもできました！

ここから受検票が届くまで、しばらく時間がかかります。発送予定日は1月23日と書かれていたので、待つのみです。

5. 受検票到着

実際には、1月17日付で受検票と会場地図が到着しました。1週間くらい早まりましたね。

ちなみに、ここで同封された会場地図には、福岡の「TKP博多駅筑紫ロビジネスセンター」が載っていませんでした。申請状況から1か所に集約されたのかもしれませんが。

受検票は2連タイプになっていて、1枚に顔写真を貼ります。

私は、品川会場・午前の部にあたっていました。



6. 試験当日

午前の部は9時55分集合です。

9時ごろ会場に行ったら、「まだ準備中なので9時半以降に来てほしい」と言われました。試験官っぽい人とご挨拶していたりしたので、完全に準備中だったようです。

ということで、あまり早くに会場内には行かない方がいいです・・・遅刻は怖いので、早めに会場の場所だけ確認して、近くのお店で時間をつぶしましょう！

ちなみに、AP品川のそばには喫茶店がいくつかあり、時間をつぶす場所には困りませんでした。

集合場所に着くと、受検票に書かれているグループごとに受付をします。10名1グループなのですが、10グループくらいはあったように思います。

受付で「グループ番号+通し番号」が書かれた名札を渡され、試験の進め方が書かれた紙をもらいます。

この時に、「入室後は外に出られないので、飲み物を買うなら今ここの自販機で買うように！」といわれました。やっぱり緊張感があるなあ・・・と気を引き締めた瞬間でした。

座席は名札の番号順で指定されており、私語厳禁です。一緒に受検する知り合いを探してご挨拶・・・とかできる空気ではありませんので、大人しく着席して持ってきた参考書を読み始めます。

服装は、男性は皆さんスーツ&ネクタイでした。女性もシンプルで落ち着いた色のスーツの方が大半です。ちょっと就職活動を思い出します（年齢層は全然違いますが）。

ちなみに、女性の比率が（学科試験と比べて）低いように感じました。筆記試験のFP協会を選ぶ方が多いのでしょうか。

集合時間になると、待機室で簡単な注意事項説明があり、携帯電話の電源をOFFにします。あっという間に、グループごとに設けられている面接用の控室へと案内されます。



配付されたタイムテーブルは下記の通りでした。午後の部は、受検していないので、午前の子の配分からの予想です。違っていても誤差レベルだと思います。

	午前の部	午後の部 (予想)
集合時間	9 : 5 5	1 3 : 0 0
全員用の待機室で待機	9 : 5 5 ~ 1 0 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 1 0
グループの面接控室に移動	1 0 : 0 0	1 3 : 1 0
ガイダンス開始	1 0 : 0 5	1 3 : 3 5
設例読みスタート	1 0 : 1 5	1 3 : 4 5
解散予定時間	1 3 : 0 0	1 6 : 3 0

グループの控室に入ると、名札の番号で座席が指定されていますので、自分の順番が来るまでは、そこでひたすら待機します。

試験室の後方には、設例を読むための席が、待機者と背中合わせの向きで用意されていて、順番に誘導されます。対策問題集に書かれている配置図の通りですが、Part1 と Part2 は同時並行で行われますので、設例を読むための席は2つ用意されています。

控室での待機中は、参考書など紙媒体の資料は読んでいて OK です (タブレット等は使用不可)。お水も飲んで OK です。

お手洗いにいくとき以外、控室の外には出られません。ちなみに、お手洗いにいけるのは、各部屋1名までです。誰かが行ったら、帰ってくるまでは我慢です・・・

当たり前ですが、体調管理はしっかりしておいた方がいいでしょう。

部屋の中の10人は、Part1から始まる人とPart2から始まる人と半分ずつに分かれます。通し番号1番~5番はPart1から、6番から10番はPart2からでした。

最初に1番と6番が呼ばれて、名前を記入してから設例を読み始めます。

この時に持っていけるのは筆記用具と電卓だけ。ペンケースは持って行かない方がいいでしょう。筆記用具の種類は問わないので、私は黒ボールペン・赤ボールペン・蛍光マーカーを持っていきました。



設例を読む時間は15分間で、試験監督がその都度タイマーをセットします。ピピッと鳴ったら終了です。

私は9番で後半だったので、順番が来るまで少し余裕がありました。

そこで、手元にある過去問を、受検者と同じタイミングで15分間使って読みながら、回答用のメモを作っていく・・・という作業をやってみました。

張り詰めた緊張感の中で、15分を短く感じるのか？ それとも長く感じるのか？ 試してみたかったからです。

その時の感想は、意外と時間があるなあというものでした。逆に短く感じた場合には、読む手順を再確認しておくといいと思います。

それ以外の時間は、FPマニュアルを中心に、気になる項目を拾い読みしていました。

待ち時間は限られた時間ですので、前日までの学習時に、苦手な分野など、見返したいところがすぐに探せるように、付箋をつけておきました。

いよいよ自分が設例を読む順番が回ってきました。

Part1はクリーム色、Part2は濃い目の水色の色紙に問題が印刷されていました（たぶん、配付間違い防止のためでしょう）。

最初に設例に名前を書いて、設例を読み始めます。

想定外の内容（＝家族信託）に面喰いしましたが、悩んでいる時間がもったいないので、ひたすら読んで、メモを作っていきます。重要なポイントを目立たせられるので、マーカーの利用は正解でした。

ここでパニックになってしまうと、傷口が広がります。

よくわからない問題にあたってしまったとしても、部分的には定番の特例などがちりばめられています。形式的な部分と、分かるところを中心に、落ち着いて会話を進めていくしかありません。面接の場合、腹をくくることが大事だったりします。



タイマーが鳴ったら、控室の外に案内されます。面接官のいる部屋の前へ誘導され、ノックしてお名前を名乗ってください。と指示されます。

面接官は2名ですが、1名が質問をされる方、もう1名は特に質問はせずに何やら審査だけをしている方と役割が分かれていました。私の部屋は、面接官は2名とも男性で、質問者がベテラン、審査のみの方が中堅層という印象でした。

試験室によっては、試験監督1名がプラスアルファで在室していることもあるようですが、私の部屋は面接官2名だけでした。試験監督は得点には何の影響もないそうです。

(いったい何のためにいるのかは、謎ですね。)

勝手な想像ですが、面接官はFPではなく士業の方なのではないかという印象を受けました。特に税理士の可能性が高いです。だから出題範囲が限定されている(=年金系の問題は出ない)ような気がします。

事前勉強の際には、税理士のブログを拾い読みしておく、勉強になりますよ！

それでは、いよいよ本番です。

2018年2月11日の Part2 の問題を見ながら、お読みください。

Part2



のんびりコツコツ投資生活

M: (ノックして入室) 失礼します。

Misaki と申します。よろしくお願いたします。

面: おかけください。

十分な時間をかけて設例をお読みいただいたと思いますが、さらに A さんに確認すること、FPであるあなたが調べることに整理して、項目をあげてください。

M: まず、Aさんに確認することとしましては、①長男Cさんは家族信託や今後妻Bさんたちの面倒を見続けていくことについて、どれだけ理解・納得しているのか、②家族信託を検討されているが、他の方法として任意後見制度があるが検討されたことがあるのか、③現在保有している土地の相続については、だれにどのように渡すことを考えておられるのか、という点を確認したいと思います。

私が確認することは、①家族信託は歴史が浅いため、どのような点に注意すべきかなどを調べる・・・ (と話し始めたところで、突然思いがけない質問が)

面: 家族信託について調べるとのことですが、どのように調べますか?

M: どのように・・・ですか。えーっと、そうですね。具体的な方法はちょっとまだ・・・

注) この時、「思いついていたのは、ネットや書籍等で調べる」という内容で、これを口に出していいか悩んでいました。時間にして数秒くらいのことです。)

面: 分かりました、大丈夫ですよ、続けてください。

M: はい、何らかの形で情報を入手します (笑顔で乗り切る)

②権利関係の確認のため、甲土地の登記簿・公図等を入手します、③現地に赴き、公図と比較しながら境界標や越境の状況などを確認します・・・

面: はい、分かりました。それでは、家族信託について説明してください。まず、家族信託はご存知ですか?

注) 本当は市場調査とか続きをしゃべろうとしたのですが、次に行きたかったようで遮られました。時間が限られているので、大体の雰囲気掴んだら話題を変えるようです。ここで無理矢理知っていることをすべてしゃべり続けるのは避けた方がいいと思います。コミュニケーションがきちんと取れるのか? も見られているように思いました。



M： 比較的歴史が浅い制度でもあり、現時点での認識は概要になってしまいますので、詳細は再度調査した上でお伝えいたしますが、いわゆる所有権は大きく分けて「管理する権利」と「そこから受ける収入を得る権利」の両方を指しています。このうち、「管理する権利」を受託者に委ねるというものです。認知症を発症してしまい、土地等の処分ができなくなるリスクをなくすために有効です。また、相続の場合には次の引継ぎ先しか決められませんが、2次、3次とその先の受託者も決めておける点が特徴です。

一方、比較的歴史が浅く、どのような問題が起きるかという前例が少ない状況にあります。信託契約を締結する際には、民事信託を扱った経験のある、弁護士などの専門家と綿密に打ち合わせて契約書を作成する必要があります。

注) この回答が、面接官が望んでいたものだったかは分かりません。実は、たまたま試験前日に、とある税理士さんが家族信託を勧めるブログを読んでいたのもので、その内容を思い出しながらひねり出した回答です。

面： 家族信託以外に何か取ることができる方法はありますか？

M： (任意後見以外に何かあるのか・・・と悩み、少しだけ間が空く)

面： 最初にも少しおっしゃっていましたね・・・

M： ああ、はい、任意後見制度というものがあります。判断能力があるうちに後見人を定めておく制度です。これを行わず、法定後見制度で後見人を選ぶ場合、一般的には親族ではなく、弁護士等が選ばれることが多いようです。長男Cさんに面倒を見てもらいたいという意思が明確であれば、任意後見を活用されるとよいと思います。

面： その他にAさんが用意しておくべきことはありますか？ 財産分与に関して。

M： 相続が発生した際に、スムーズに手続きが進められるよう、遺言書を残しておくことをお勧めいたします。自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言の3つの方式がありますが、私としては公正証書遺言をお勧めいたします。自筆証書遺言の場合、形式要件が整っておらず、結果として争いのもとになることもあるからです。

面： 甲土地に事業用定期借地権を設定したいという申し出がありますが、事業用定期借地権とはどのようなものですか？

M： 事業用定期借地権とは、30年～50年の範囲で期限を定めて借地権を結ぶことができる制度です。期間満了後は更地で返還されますので、土地に愛着があり手放したくないという方にとってはメリットがあります。一方、相続税評価額の減額はあまり見込めないため、相続税対策としては弱いです。



面： 相続時の評価はどのようになりますか？

M： 貸宅地として評価されます。

面： あなたは事業用定期借地権の利用を勧めますか？それとも他の方法を提案しますか？

M： 貸アパートを建てて相続税対策をするという方法もありますが、Aさんご家族の状況を見た時に、果たしてアパートの管理等の業務を増やすのがよいのかという疑問もございます。年間の収入が現在よりも上がること、管理上の手間がかからないことから、事業用定期借地権の提案を受ける方向で積極的に検討したいと思います。ただし、地方都市でもありますし、スーパーの経営が安定しているかも重要な点になると思いますので、近隣の調査等を行い、将来性も考慮の上で総合的に考えたいと思います。

面： それでは、今回の事案に関して、どのような専門家と連携しますか？

M： はい、家族信託に関しては、その分野での経験が豊富な弁護士、事業用定期借地権に関しては、地元の事情に詳しい宅地建物取引業者、税務関係は税理士、土地の評価鑑定が必要になった場合には不動産鑑定士のお力を借りていきます。

面： もし、甲土地の相続税がいくらになるか計算してほしいと言われたらどうしますか？

M： 個別具体的な税額計算は、税理士の専門業務となっています。一般論として目安を提示することはありますが、正確な金額の算定は信頼のおける税理士に依頼します。

注) ここで奇跡的にアラームが鳴る。ちょうど12分たったようです。

面： はい、それでは面接を終了します。お疲れさまでした。

M： ありがとうございました（一礼）。

（立ち上がってから）失礼します（一礼）。

試験室を出ると、案内係の方に声をかけられ、控室に戻ります。

控室に戻ったら、手元の設例は中にある試験監督に返却します。



回収した設例が、受検者数・受検者氏名とあっているか、何度も確認しておられました。問題の漏洩を徹底的に防いでいる感じです。（それか、他にやることがないから、何度も確認するしかないのかも・・・）試験問題は午前も午後も同じなので、情報が洩れたら大変ですものね。

面接官は穏やかな方でしたし、私が質問の意図を理解していないな～と感じた時などはヒントをくれました。おかげで、途中で混乱することはなく、落ち着いて受け答えはできました（点数につながっているかどうかは不明です・・・）

面接であることを意識しすぎず、会話のキャッチボールをすること、相手の質問をよく聞くこと、仮に得意分野だったとしても一方的にしゃべりすぎないことが大事なのかなとも感じました。とにかく、面接官の反応はしっかり見ておくといいです。

注) この後の Part1 で、冷静さを失わないことの大切さを実感します。

同様に、Part1 も繰り返します。

次は、2018年2月11日の Part1 の問題を見ながら、お読みください。



Part1

M: (ノックして入室) 失礼します。

Misaki と申します。よろしくお願いたします。

面: おかけください。

設例をじっくり読んだと思いますが、Aさんの相談内容と問題点について、項目だけで構いませんので、たくさんあげてください。

M: はい。①Aさんは、減価償却費が少なくなり、税金の負担が大きくなったので何か対策したいと感じている ②金融機関から、賃貸不動産を不動産管理会社に売却して所得の分散を図ってはどうかと言われたが、その意味を理解したい ③Aさんは、自身の相続について、自宅は妻Bさんに、残りの財産は長男Cさんに相続させて、先祖代々の土地を守ってもらいたいと思っているが、それを叶えるにはどうしたらいいか。④長男Cさんは、Aさんの不動産賃貸業をゆくゆくは引き継ぎたいと思っているようなので、その準備はどうしたらいいか。⑤長男Cさんと長女Dさんは、日頃から折り合いが悪いので、遺産分割で家族が争うことがないようにしたいと思っている。⑥Aさんの相続に係る相続税の総額は、約2億6,000万円と高額なので、相続税の引き下げや納税資金の準備などの対策が必要である。という点です。

面: 惜しい、あと1つ!

M: えっと、あと1つですか・・・

注) ここで若干動揺しました。何かを見ながらチェックをされていたので、おそらく手元にある回答すべき項目一覧と照らし合わせていたのだと思います。

面: Eさんに関しては?

M: ああ、はい。Eさんは結婚のご予定があつて住宅を買いたいのですが、そのための資金を準備するにはどうしたらよいか、という点です。

注) Eさんの分が完全に飛んでいました・・・ちゃんとマーカーは塗っていたのですが、読み忘れです。ここから完全にリズムが狂い始めます。

面: そうですね。それでは、今あげた問題点を解決するために、どんなことを提案しますか?

M: (何から話すべきか、若干悩み・・・) まずは、所得税の納税が大きくなってきていて、関連して不動産管理法人への不動産売却の提案が出てきているので、実施に向けて前向きに検討します。



面： それでは、どの資産を譲渡しますか？不動産がいくつかありますが。

M： （質問の意図をとらえられているか、若干不安になりながら・・・）融資を受けて買うという状況のようなので、X社には必要な資産があまりないものと思います。

面： 資産？

M： ああ、失礼しました。買い取り資金があまりないものと思います。そこで、建物だけの売却を検討します。建物がX社のものになれば、家賃収入等はX社に帰属しますので、所得分散効果があります。

面： 土地と建物の所有者が分かれますが、その場合はどうすればいいですか。

M： 相当の地代を支払い、借地権を得る方法と、土地の無償返還申請をして使用貸借をする方法があります。

面： 土地の無償返還・・・何ですか？

M： 土地の無償返還・・・に関する届出書？（面接官うなずく）です。

注）覚えていたはずの「土地の無償返還に関する届出書」という言葉が出てこなくて、少しごまかしたらしっかり突っ込みが入りました。

なんとか絞り出しましたが、顔色を見ながら自信なさそうな回答の仕方になっていたと思います。

面： この場合には賃借方式にしますか？それとも※×●△■◇・・・？

注）後半の言葉がよく聞き取れませんでした。今となって思えば、私が2つあげた方式のどちらを取るか？という質問だったのかもしれない。

M： 賃借方式・・・でしょうか。

面： 賃借ですか・・・賃借方式の場合、土地の評価はどうなりますか。

M： 貸宅地として評価されます。



面： 貸宅地の場合の評価方法は？

M： 借地権割合を用います。

面： 借地権割合？

M： ああ、「1－借地権割合」で計算します。

面： 使用貸借の場合はどうですか？

M： 自用地として評価されます。

注) 貸家建付地として評価されるが、賃借人が入れ替わったら自用地評価に変わると答えるべきでした。ちょっと動揺が続いています。

面： 課税関係が変わるから、それも踏まえて選ばないといけないよね。

M： はい。

面： 他にやるべきこととしては何がありますか？

M： はい。兄に多くの不動産を引き継がせる場合、代償分割の準備が必要です。役員給与を引き上げる、兄を受取人とした生命保険を契約するという方法により、金融資産を増やす対策を検討します。生命保険は受け取り人固有の財産として認められるので、遺産分割協議が整う前でも受け取ることができます。

面： その前の段階として必要なことは？

M： 兄弟の仲があまりよろしくないこともありますので、家族で話し合いのうえ、遺言書を残すことをお勧めします。その際には公正証書遺言とし、遺留分が侵害されない内容にしておくことが望ましいです。

面： 弟の住宅購入はどうしますか？

M： 住宅取得のための資金贈与を受けた場合、優良な住宅では1,200万円まで、通常の住宅では700万円までが贈与税の非課税となる制度がありますので、これを活用します。



面： それでは、FPが守るべき職業倫理を挙げてください。

M： 6つほど挙げさせていただきます。①顧客の利益の優先、②守秘義務の順守、③アカウントビリティ、④インフォームドコンセント、⑤能力の啓発、⑥コンプライアンスの徹底です。

面： その中で、今回の事例において最も重視すべき項目とその理由を教えてください。

M： 顧客利益の優先を特に重視します。今回の事例は関係者も多く、それぞれの思いにばらつきがありますので、何を優先するべきか、しっかりとヒアリングをしながら、皆様にとって最善の方策を見つけ出すことを優先したいと思います。

注) 実は、しゃべりだしたとたんにアラームが鳴りました。そこで若干調子が狂い、頭の中でまとめていたことがうまく言葉になりませんでしたし、最後の方は早口になりました。

面： はい、それでは面接を終了します。

M： ありがとうございます（一礼）。

（立ち上がってから）失礼します（一礼）。

試験室を出ると、案内係の方に声をかけられ、設例と名札を控室内の試験監督に手渡すように指示されます。

あとは、全員の面接が終わるまで、控室で待機です。1番と6番の方は、手持ち無沙汰だったことと思います。

私はPart1の方が苦戦する結果となりました。

仮に問われていることが難しい内容ではなかったとしても、心が落ち着いていないと誤った回答をしてしまう可能性があります。対話の中でアウトプットをしていくことの難しさを実感しました。

Part1担当の面接官も男性2名でしたが、どちらもベテランの風格がありました。話している途中でも、怪しい部分には突っ込みを入れてこられる点が、Part2の面接官とは異なりました（決して威圧的ではありません）。もう1名の方は、疲れていたのか、終始つまらなさそうな表情でうつむいておられ、私の回答の良しあしなどの反応が全く読めませんでした。



おわりに

以上のように、特に Part1 はグダグダの回答がありましたが、結果としては、合格することができました。よかったです・・・

分野名	配点	私の得点
顧客の問題点の把握	40 点	27 点
問題解決策の検討分析	60 点	44 点
顧客の側に立った対応	60 点	41 点
FP の倫理と法令順守	40 点	27 点
合計	200 点	139 点

6 割以上で合格ですので、120 点以上であればいいわけです。

採点方法は全く分かりませんので、この程度の回答で、この得点なんだなあと思ってください。

ちなみに、得点源となり得る「FP の倫理法令順守」と「顧客の問題点の把握」ですが、しっかり答えたところで満点がもらえるわけではないようです。

ですが、ここで 67.5%分は点数が取れていますので、取りこぼしてしまうと、挽回するのが厳しくなるポイントだと考えておいていいでしょう。

今回の問題は、正直な所、想定外の角度から出題されたという感想です。

Part1 は、2018 年 1 月に非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度が新設されたこともあり、企業オーナーの事業承継が来るかなあと思っていましたが、予想は外れました。NISA や iDeCo も絡めてくるかなあと思って対策をしていたのですが、全く関係ありませんでした。

Part2 は、不動産の有効活用かと思ったら、家族信託という予期せぬ変化球でした。

ですが、2 月 11 日だけが特殊だったわけではなく、後日公表された他の日程の問題も、それぞれ癖があったようです。

今回の試験で、過去問対策はマストですが、それだけではダメだということを実感しました。合格率が 8 割くらいとはいえ、なめてかかったら落ちる試験です。



実技試験は、同じ試験期に4種類の問題が出題されます。そのため、どの問題にあたるかによる運不運は出てしまう気がします。

過去問にないパターンのもが出てきてしまった際に、ある程度冷静に対応するためには、しっかり学んで自信をつけておく必要があると思います。

ちなみに、家族信託に関しては「KINZAI ファイナンシャル・プラン」8月号に特集が組まれていたので、これをちゃんと覚えていれば自信をもって回答できたはず（私ほうろ覚えでした・・・）。

実技試験対策としては、「KINZAI ファイナンシャル・プラン」の購読は有効だと思います。

（決して「きんざい」の回し者ではありませんが・・・）

あとは、とにかく新聞や最新のニュースには目を通しておくべきです。

税理士やFPのサイトを調べてみると、重要なトピックスをわりと分かりやすくまとめてくれていることもあります。

あまり分野を固め過ぎずに、積極的に情報収集をしておいてみてください。

これから受検される皆さま、ぜひがんばって、FP1級の資格を勝ち取ってくださいね。

心から応援しています。

～Fin～